

重要

～ 最低賃金 ～

2020年度 埼玉県の最低賃金は、10月1日から「928円」に引き上げられます。

今年は新型コロナウイルスによる景気低迷を受けて、関東一都六県では、東京据え置きのほか、1円から2円引き上げられることが発表されました。

■ 2020年度 最低賃金 関東 (※ 現時点で答申段階のため、後日正式決定)

都道府県名	改定額	現状	引上げ額	都道府県名	改定額	現状	引上げ額
茨城県	851	849	2	千葉県	925	923	2
栃木県	854	853	1	東京都	1,013	1,013	0
群馬県	837	835	2	神奈川県	1,012	1,011	1
埼玉県	928	926	2				

■ よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 最低賃金を下回った場合、何か会社にリスクはありますか？

A1. 企業が最低限払わないといけない賃金であり、法律で罰則(50万円以下の罰金)もあります。

Q2. 最低賃金の対象となるのは誰ですか？

A2. 働き方を問わず雇用契約を結んで労働者として働く人がすべて当てはまります。
また試用期間中も対象となります。(各県の労働局長の「減額特例」の許可を受けた場合を除く)

Q3. 最低賃金はどの地域のものが対象となるの？

A3. 所属する事業所の所在地です。本社が埼玉県でも、所属する事業所が東京都の場合は、東京都の金額となります。

Q4. 建設工事で作業現場が東京都や群馬県など複数の県です。所属は埼玉県の事業所の場合はどうなりますか？

A4. 所属が埼玉県ですので、最低賃金は埼玉県の金額となります。

Q5. 月給者の最低賃金はどのように確認すればいいですか？

A5. 『月給 ÷ 1ヶ月平均所定労働時間(※1)』で確認ができます。就業規則等で定めている時間をご確認下さい。
(※1) 1ヶ月の平均所定労働時間【1日8時間・週休2日・1週間の労働時間40時間の場合】
年間総労働時間(2,085時間) ÷ 12ヶ月 = 173.75時間 ⇒ 173時間

～ その他のお知らせ ～

<電話以上訪問未満の打合せ>

あおば事務所では、Zoom(テレビ会議)による面談・会議・研修等に対応しております。

<あおば新聞で貴社を紹介することができます>

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができますので、詳細はご相談ください。

重要

～ 雇用調整助成金の申請期限延長 ～

雇用調整助成金(※1) 及び 緊急雇用安定助成金(※2) の申請期限が延長されました。

(※1) 雇用調整助成金 … 雇用保険加入者の休業手当の助成金申請

(※2) 緊急雇用安定助成金 … 雇用保険非加入者の休業手当の助成金申請

延長された各助成金の休業実施期間につきましては以下の要件となります。

下記判定期間の申請につきましては、当初の申請期限は令和2年8月31日まででしたが、令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)に延長されました。

(雇用調整助成金 : 判定基礎期間の初日が 令和2年1月24日 から 令和2年6月30日)

(緊急雇用安定助成金 : 判定基礎期間の初日が 令和2年4月1日 から 令和2年6月30日)

休業手当の未払い及び添付資料のご用意等が間に合わず、申請が8月末までにできなかった事業主様につきましては、要件が整ってありましたら申請することも可能となることもございます。要件について判断がつかない等、各種お困りのことがございましたら、一度あおば事務所までご相談ください。

～ 今年の算定でお知らせ・社会保険に関するお願い ～

<標準報酬月額の特例改定について>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、休業手当が支払われ大幅な報酬減となった場合に、本人が同意の上で社会保険の保険料改定が出来る場合があります。詳細については、あおば事務所までお問い合わせください。

<厚生年金保険 標準報酬上限引上げ>

令和2年9月保険料より、厚生年金の等級の上限が620千円から650千円に引上げられます。

あおば事務所より改定の保険料額表を発送させていただきますが、決定通知書は改定前の620千円の表記となっております。変更後の決定通知書は後日、年金事務所から届き次第、別途発送させていただきますので、ご承知おきください。

<社会保険加入の顧問先様>

令和2年6月支払い給与で支払い給与に変更があった従業員のいる事業所様は、支払額確定次第お早めに8月払い給与明細を弊社までご連絡ください。

頂いた給与明細を元に確認作業を行い、9月中旬に全事業所様へ発送する新たな保険料額表に確認内容を反映させます。尚、支払い給与の変更とは、基本給や時給、通勤手当などの変更や、パートの方の勤務時間変更なども含みます。

<賞与のご連絡>

各人の賞与額、支給日をメール・FAXでご連絡をお願いいたします。支給がない場合でも届出が必要ですので、ご連絡をお願いいたします。